

令和8年度 岡山県育休代替任期付職員等選考採用試験受験案内

令和8年4月30日

岡山県総務部人事課

〒700-8570

岡山県岡山市北区内山下二丁目4-6

電話番号 086-226-7217（直通）

岡山県では、知事部局（本庁、県民局及び地域事務所等）において、主に育児休業を取得する職員の代替として勤務していただく任期付職員（以下「育休代替任期付職員等」という。）を募集します。

この採用試験の最終合格者については、有効期間を3年間とする任期付職員等採用候補者名簿に登載され、最終合格発表日以降、「7 採用について-(2) 採用形態」の表に記載するいずれかの採用形態により採用されます。現在、採用を予定している内容は、「1 募集内容」のとおりです。

1 募集内容

試験区分	職務内容	勤務場所	採用時期
学芸員	育休代替任期付職員等として、専門的業務（展覧会の企画・調整・運営、美術品・資料の収集・保管・展示、収蔵品の管理等）の他、教育普及事業等に従事します。	県立美術館	令和8年9月以降 順次採用
保健師	育休代替任期付職員等として、専門的業務（母子保健・精神保健・健康づくり・難病対策・感染症対策、各種健康施策の企画調整等）に従事します。	備前県民局 等	令和8年9月以降 順次採用
看護	育休代替任期付職員等として、専門的業務（母子保健・精神保健・健康づくり・難病対策・感染症対策、各種健康施策の企画調整等）に従事します。	備前県民局 等	令和8年9月以降 順次採用
栄養士	育休代替任期付職員等として、専門的業務（献立作成を含む給食管理や食育、健康づくり、栄養改善対策等、各種施策の企画調整や普及啓発等）に従事します。	県立成徳学校 等	令和8年8月以降 順次採用
児童福祉司	育休代替任期付職員等として、専門的業務（子どもの福祉に関する相談、支援等）に従事します。	倉敷児童相談所 等	令和8年6月下旬 以降順次採用
土木	育休代替任期付職員等として、専門的業務（土木施設及び生活基盤施設等の整備に関する企画、工事の設計・監督等）に従事します。	備前県民局、 備中県民局 等	令和8年6月下旬 以降順次採用

- ・ 現在、採用を予定している職務内容及び勤務場所は表のとおりです。詳細は、「7 採用について」及び「8 勤務時間及び給与等について」をご確認ください。
- ・ 試験区分「学芸員」については、学芸員の資格を有している必要があります。
- ・ 試験区分「保健師」については、保健師の免許を有している必要があります。
- ・ 試験区分「看護」については、看護師又は准看護師の免許を有している必要があります。
- ・ 試験区分「栄養士」については、管理栄養士の免許を有しており、「特定性犯罪事実該当者（※）」でない必要があります。
- ・ 試験区分「児童福祉司」については、児童福祉司の任用資格を有しており、「特定性犯罪事実該当者（※）」でない必要があります。

(※) 特定性犯罪事実該当者に関する注意事項

※本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

※特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

※このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙をご参照ください。

2 受験資格

- (1) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者、すなわち、
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 岡山県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
…などに該当しない者です。
- (2) 日本国籍を有する者（試験区分「学芸員」、「保健師」、「看護」、「栄養士」を除く）

3 試験の日程及び会場

(1) 一次試験（筆記試験）

- ①日程 令和8年6月7日（日）
 - ・ 9時00分までに集合してください。（受付：8時30分～9時00分）
 - ・ 9時00分までに試験会場に入場していない人は受験できません。
- ②会場 岡山県庁分庁舎
（岡山県岡山市中区古京町一丁目7-36）

(2) 二次試験（面接試験）

- ①日程 令和8年6月7日（日）
 - ・ 1人につき20分程度の面接試験を実施します。
 - ・ 面接開始予定時刻は、受付期間終了後に発送する受験票内でお知らせします。
 - ・ 当日の欠席等の状況により、面接開始時刻が多少前後する場合があります。
 - ・ 一次試験終了後、面接開始時刻までの間は、しばらくお待ちいただく場合があります。
その間、会場控室でお待ちいただくか、一度会場外へ退出した後、再度会場控室にお越しいただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。
- ②会場 岡山県庁分庁舎
（岡山県岡山市中区古京町一丁目7-36）

4 受験の受付

- (1) 受付期間 令和8年4月30日（木）～ 令和8年5月29日（金）
 - ・ 郵送の場合、令和8年5月29日（金）必着とします。
 - ・ 普通郵便で郵送事故があった場合の責任は負いません。（簡易書留等を推奨します。）
- (2) 受付場所 岡山県総務部人事課 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下二丁目4-6
電話番号 086-226-7217（直通）
- (3) 提出書類 各1通
 - ① 履歴書（別紙様式）
 - ② 面接カード（別紙様式）
 - ③ 最終学校の卒業証明書（卒業見込みの者は卒業見込証明書）
 - ・ 大学等が発行する卒業証明書に記載する氏名と現在の氏名が異なる場合は、履歴書の氏名欄に旧姓を括弧書きしてください。（戸籍抄本等の提出は不要です。）
- ※ 受験申込時点で岡山県任期付職員として任用されている者又はかつて岡山県任期付職員として任用されていた者は、最終学校に変更がない限り、卒業証明書の提出は不要です。
- ④ 必要とする資格を証する書類の写し（該当する試験区分のみ）
 - ・ 試験区分「栄養士」については、管理栄養士の免許の写しを提出してください。

- ・ 試験区分「保健師」については、保健師の免許の写しを提出してください。
 - ・ 試験区分「看護」については、看護師又は准看護師の免許の写しを提出してください。
 - ・ 試験区分「児童福祉司」（児童福祉法第13条第3項第1号、2号及び7号に該当する者）については、必要な課程を修めたことを証明する成績証明書及び最終学校の成績証明書（最終学校においてその課程を修めた者は最終学校の成績証明書のみで可）を提出してください。
 - ・ 試験区分「児童福祉司」（児童福祉法第13条第3項第1号、2号及び7号に該当しない者）については、最終学校の成績証明書を提出してください。
- ⑤ 顔写真（縦4 cm×横3 cm）
- ・ 履歴書貼付のものとは別に提出してください。
- ⑥ 返信用封筒（定型長形3号）
- ・ 郵便切手（110円分）を貼付け、宛名及び宛先を記載してください。

(注意)

- ・ 受付期間内に提出書類の一部（卒業証明書等）を準備できない場合は、その旨を岡山県総務部人事課に連絡してください。
- ・ 郵送の場合は、封筒の表に「育休代替任期付職員等選考採用試験」と朱書きしてください。
- ・ 持参の場合の受付時間は8時30分から17時00分までで、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日には受付できませんので、注意してください。
- ・ 提出された返信用封筒にて、令和8年6月1日（月）に受験票を発送しますので、令和8年6月5日（金）になっても受験票が届かない場合は、必ず岡山県総務部人事課まで連絡してください。
- ・ 必要に応じて、提出書類の記載事項等について確認することがありますので、履歴書には必ず連絡のとれる連絡先を記入してください。
- ・ 提出書類の記載内容が事実と相違する場合は、合格を取り消すことがあります。
- ・ 身体に障害があり、試験会場において配慮を必要とする場合は、あらかじめ岡山県総務部人事課まで連絡してください。

5 試験の方法

試験の種類	試験の内容
一次試験	専門試験（100点満点）
二次試験	面接試験（100点満点）

- ・ 一次試験合格者は、得点の高い順により決定します。
- ・ 二次試験合格者は、一次試験の成績にかかわらず、二次試験の得点の高い順により決定します。
- ・ 一次試験及び二次試験ともに、一定の基準に達していない場合は不合格とします。

6 受験にあたっての留意事項

- ・ 受験票、筆記用具（鉛筆、シャープペンシル、ボールペン及び消しゴム）を持参してください。
- ・ 計算機能又は翻訳機能のついた腕時計、携帯電話等の試験会場内での使用は禁止します。
- ・ ゴミはすべて持ち帰ってください。
- ・ 試験会場に駐車場はありませんので、公共交通機関でご来場ください。

7 採用について

(1) 任期付職員等採用候補者名簿

- この採用試験の最終合格者については、任期付職員等採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に登載されます。
- 名簿の有効期間は、最終合格発表の日から3年間です。

(2) 採用形態

採用形態	説明 採用根拠
育休代替任期付職員	育児休業を取得する職員の代替職員として採用されます。 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条
配偶者同行休業代替任期付職員	配偶者同行休業を取得する職員の代替職員として採用されます。 地方公務員法第26条の6
一般職の任期付職員	産前産後休暇を取得する職員の代替職員として採用されます。 また、災害発生等の緊急時で要員を充足する必要がある場合、職員の休職、退職等によって欠員が生じた場合に採用されます。 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条
臨時的任用職員	災害発生等の緊急時で要員を充足する必要がある場合、職員の休職、退職等によって欠員が生じた場合に採用されます。 地方公務員法第22条の3
育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員	育児短時間勤務を行う職員の代替職員として採用されます。 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項
高齢者部分休業代替任期付短時間勤務職員	高齢者部分休業を取得する職員の代替職員として採用されます。 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条

- 名簿に登載された方は、表に記載するいずれかの採用形態により採用されます。
- 育休代替任期付職員については、職員の育児休業の取得期間等に応じて、採用時に任期を決定しますので、任期は概ね数か月から3年未満となります。また、職員の育児休業の取得期間等に変更があった場合には、任期が更新又は短縮される場合があります。職員の育児休業の取得状況等によっては、名簿に登載されても、採用されない場合があります。
- 一度採用されて任期が満了した場合でも、名簿の有効期間内であれば再度採用される場合があります。
- 職員が産前産後休暇を取得した後、引き続き育児休業を取得する場合には、それぞれの取得期間に応じて、一般職の任期付職員及び育休代替任期付職員として、引き続き採用される場合があります。
- 臨時的任用職員の任期は6ヶ月以内であり、1回（6ヶ月以内）に限り、任期を更新可（最長1年間）となります。

(3) 勤務場所

- 名簿から採用される場合の勤務場所は県内全域としていますが、事前に勤務可能場所の希望を確認した上で採用の調整を行います。
- 原則、任期中に勤務場所を異動することはありません。

8 勤務時間及び給与等について（令和8年4月30日現在）

(1) 勤務時間

採用形態	区分	勤務時間
育休代替任期付職員	I	○ 週38時間45分勤務（1日7時間45分、週5日勤務） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 （休憩時間：12時00分～13時00分） ・ 一般職員と同様の扱いです。 ・ 所属によっては変則勤務となる場合があります。 </div>
配偶者同行休業代替任期付職員		
一般職の任期付職員		
臨時的任用職員		
育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員	II	主な勤務時間は以下のとおりです。 ① 週19時間35分勤務（1日3時間55分、週5日勤務） ② 週23時間15分勤務（1日7時間45分、週3日勤務） ③ 週24時間35分勤務（1日4時間55分、週5日勤務） ④ 週31時間勤務（1日7時間45分、週4日勤務）等 ※上記以外の勤務時間となる場合もあります。 ・ 具体的な勤務日及び勤務時間帯は採用時に決定します。
高齢者部分休業代替任期付短時間勤務職員		

- ・ 上記の所定労働時間を越える勤務（時間外勤務）を命ずる場合もあります。

(2) 給与

試験区分	初任給（基本給）月額	一定の額を加算した場合	（参考） 大学卒業後直ちに 採用された場合
学芸員	231,900円	274,600円	231,900円
保健師	269,900円	357,900円	273,400円
看護	261,200円	357,900円	273,400円
栄養士	239,300円	318,400円	255,500円
児童福祉司	231,900円	274,600円	231,900円
土木	206,600円	274,600円	231,900円

- ・ 初任給（基本給）額は、区分Iについて、概ね上記のとおりです。区分IIについては、上記の額を1週間当たりの勤務時間数に応じて支給します。
- ・ 初任給（基本給）額は、職歴等により一定の額が加算されます。
- ・ 初任給（基本給）額は、勤務場所により変更される場合があります。
- ・ 初任給（基本給）額は、今後の給与改定等の状況によって増減する場合があります。
- ・ 一般職員に準じて昇給します。
- ・ 初任給（基本給）のほか、区分Iについては、諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等）が要件に応じて支給されます。区分IIについては、諸手当（通勤手当、期末手当、勤勉手当等）が要件に応じて支給されます。

(3) その他

- ・ 任期及び勤務時間等に応じて、厚生年金保険、健康保険又は共済保険に加入していただきます。
- ・ 公務上の災害については、地方公務員災害補償法による補償が適用されます。
- ・ 区分IIについては、任期及び勤務時間等に応じて、雇用保険に加入していただきます。

9 試験結果の提供

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 69 条第 2 項第 1 号の規定による本人の申出に基づき、試験結果を提供することができます。

受験者本人が受験票を持参の上、8 時 30 分から 17 時 00 分までの間に直接提供場所へお越しく下さい。土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は提供できません。また、電話又は郵送等による提供はできません。

提供を受けることができる人	提供内容	提供期間	提供場所
受験者本人	第一次試験の得点及び順位 第二次試験の得点及び順位	合格発表の日からおおむね 1 か月間	岡山県総務部人事課

(別紙)

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

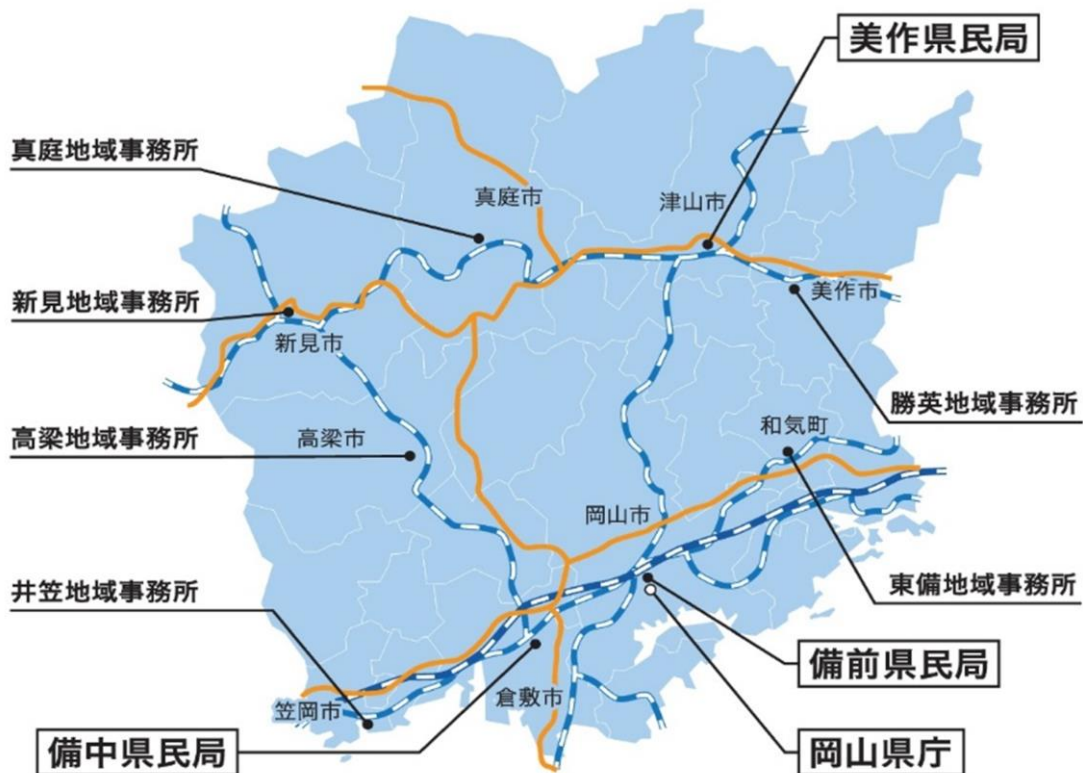
勤務場所について

主な勤務場所は表のとおりです。

場合によっては、これら以外の出先機関等に配属になる場合があります。

事前に勤務可能場所の希望を確認した上で採用の調整を行います。

勤務場所	主な庁舎の所在地
本 庁	岡山県岡山市北区内山下2-4-6 岡山県岡山市中区古京町1-7-36
備前県民局	岡山県岡山市北区弓之町6-1 岡山県岡山市中区古京町1-1-17
備中県民局	岡山県倉敷市羽島1083
美作県民局	岡山県津山市山下53 岡山県津山市椿高下114



◎試験会場案内 岡山県庁分庁舎(旧:三光荘)



■分庁舎までのアクセス

(徒歩)

JR岡山駅東口から約3km、徒歩約30分です。

(バス)

岡電バス: 県庁・岡電高屋行きに乗車。「県庁前」停留所で下車してください。

宇野バス: 四御神行き、片上行き、瀬戸駅行き、長岡・駅前行きのいずれかに乗車。

「県庁前」停留所で下車してください。

両備バス: 西大寺行きに乗車。「県庁前」停留所で下車してください。

(路面電車)

東山行きに乗車。「県庁通り」駐車場で下車してください。

履 歴 書

試験区分

(写真)
縦 4 cm
横 3 cm

ふりがな		性別※
氏 名		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	
ふりがな		
現住所	〒 (電話番号) (携帯電話)	
連絡先	〒 (電話番号) (携帯電話) (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入してください。)	

○ 学 歴

※性別欄は未記入可

学 校 名 <small>(最終学歴から高等学校まで順に記入)</small>	学部・学科名	在 学 期 間 <small>(和暦で記入)</small>	卒業・中退 等の別
最 終 (現在)		年 月 年 月 ～	卒見込・卒 修了見込・修了 中 退
		年 月 年 月 ～	卒・中退
		年 月 年 月 ～	卒・中退
		年 月 年 月 ～	卒・中退
		年 月 年 月 ～	卒・中退

○ 職 歴

有 ・ 無	職歴のある人は、その職務経歴を新しい順に記入してください。	
勤務先の名称	職務内容	在職期間 (和暦で記入)
最 終 (現在)		年 月 日 年 月 日 ～
		年 月 日 年 月 日 ～
		年 月 日 年 月 日 ～
		年 月 日 年 月 日 ～
		年 月 日 年 月 日 ～
		年 月 日 年 月 日 ～

○ 資格・免許

資格・免許の種類	取得年月日

私は、すべての受験資格を満たしており、
記載事項に誤りはありません。

令和 年 月 日

氏 名

(本人自署)

(取得見込みの場合はその旨記載してください)

面接カード

氏名	(ふりがな)	生年月日 (元号表記)	試験区分	
			受験番号	※人事課記載欄のため空欄としてください。

学歴	学校名 (高等学校以降)	学部・学科名	在学期間(元号表記)	卒業見込 卒業・中退
			～	
			～	
			～	

職歴	勤務先 (新しいものから)	雇用形態(正社員・アルバイトなど)	在職期間(元号表記)	業務内容
		(時間/日・ 日/週)	～	
		(時間/日・ 日/週)	～	
		(時間/日・ 日/週)	～	

就職	任期付職員の 志望動機			
	岡山県に 対する印象			
	公務員として 大切だと思うこと			
	勤務可能地		勤務開始可能日	

趣味 など	趣味	
	特技	
	長所	
	短所	
	健康状態	

学生生活又は社会人生活において印象に残っていること (例 クラブ活動・アルバイト・ボランティア活動・業務経験など)

自己プロフィール・自己PR (自由記載)

※可能な限り詳細に記載してください。